

平成 27 年（2015 年）10 月 30 日

指定介護予防訪問介護事業者 様

指定介護予防通所介護事業者 様

横須賀市福祉部長

介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う定款変更等について（通知）

日頃より本市介護保険行政及び高齢福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 28 年 1 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。これに伴い、各事業者の定款の変更及び運営規程等の作成が必要となりますので、以下の通り通知いたします。

介護予防訪問介護・介護予防通所介護「みなし指定」事業者及び平成 28 年 1 月 1 日以降に総合事業の指定を受ける事業者は、事業開始までに定款上に総合事業についての記載を追加し、運営規程も総合事業用に新たに作成してください。

契約書及び重要事項説明書についても、総合事業用に作成し、新たに総合事業を利用する対象者に対しサービスを開始するまでに随時契約をしてください。平成 28 年 1 月 1 日以降に総合事業の指定を受ける事業者は、指定を受けてからサービスを開始するまでの間に対象者と契約することが必要です。

なお、運営規程等は、現在の書式に総合事業に関する事項を追加して改正することも可能です。

【定款記載例】

- ・「介護保険法に基づく第 1 号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第 1 号通所事業」

運営規程を総合事業単独で作成する場合、または現在使用している運営規程に総合事業に関する事項を追加する場合には、いずれも横須賀市への届け出は不要です。ただし、営業時間の変更など、変更届の添付書類に運営規程を要する届け出がある場合は、新しい運営規程を添付し、届け出を行ってください。

上記定款記載例がすべての法人の定款に当てはまるわけではありません。定款変更の詳細については、各所轄庁にその変更について相談してください。

定款及び運営規程等が適正であるかどうかについては、実地指導及び更新申請時に随時確認していきます。

（事務担当）横須賀市福祉部高齢福祉課 地域力推進係

TEL：046-822-9804 FAX：046-827-3398

E-mail：chiikiriyoku-suishin@city.yokosuka.kanagawa.jp